

役員、評議員等の報酬及び旅費規程

（趣旨）

第1条 社会福祉法人丹波篠山市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の定款第10条第1項及び第25条第1項に規定するもののほか、役員、評議員、産業医、理事及び監事推薦委員、評議員選任・解任委員、第三者委員、心配ごと専任相談員、地域福祉推進計画策定委員、福祉委員連絡会役員等（以下「役員、評議員等」という。）の報酬等に関する規定は、この規程による。

（報酬額、支給方法及び支給日）

第2条 役員、評議員等の報酬、支給方法及び支給日は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員が役員、評議員等を兼職する場合、その報酬は支給しない。

（年度途中で退任及び就任にした者の報酬の支給基準）

第3条 別表1のとおり、3月に報酬を支給する者が、年度途中で退任した場合は、退任した当月分までの報酬を、翌月に支給する。

2 前項の規定において、月の途中で退任した場合も、1月とみなし支給する。

3 前項の規定において、月の途中で就任した場合は、翌月から支給対象とする。

（旅費）

第3条の2 役員、評議員等が、丹波篠山市外に出張した場合は、社協旅費規程に基づき支給する。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な細目は社協の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。評議員選任・解任委員のみ、定款認可日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 25 日から施行し、同年 6 月 12 日から遡及適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 5 月 2 9 日から施行する。

別表１（第２条関係）

役 職 名	報 酬 額	支 給 方 法	支 給 日
会 長	250,000 円（年間）	口座振込	3 月
副会長	120,000 円（年間）	口座振込	3 月
理 事	60,000 円（年間）	口座振込	3 月
監 事	60,000 円（年間）	口座振込	3 月
評議員	2,500 円（１回）	現 金	毎回
産業医	産業医業務 360,000 円（年間） ストレスチェック 20,000 円（年間） ストレスチェック 個別面接指導 5,000 円（１回）	口座振込	3 月
理事及び監事推薦委員	2,000 円（１回）	現 金	毎回
評議員選任・解任委員	2,000 円（１回）	現 金	毎回
第三者委員	2,000 円（１回）	口座振込	翌月
ハラスメント相談員	2,000 円（１回）	口座振込	翌月
心配ごと専任相談員	2,000 円（１回）	口座振込	3 月
地域福祉推進計画策定委員	2,000 円（１回）	現 金	毎回
福祉委員連絡会 役員	1,000 円（１回）	現 金	毎回
共同募金推進委員会 役員	2,000 円（１回）	現 金	毎回
虐待防止委員会 委員	2,000 円（１回）	現 金	毎回
法人後見運営員会 委員	法律関係者 5,000 円（１回） 福祉関係者 2,000 円（１回）	現 金	毎回
当該年度に承認された会議 の委員	2,000 円（１回）	現 金	毎回

「１回」とは概ね３時間以内